

公共工事を受注される建設業者のみなさまへ ～工事施工にあたっての留意事項～

平成30年10月
行方市

公共工事の施工にあたっては、建設業法をはじめとする関係諸法令により遵守すべき事項が定められており、下記項目等に違反した場合、建設業法による行政処分、指名停止措置又は指導等を受ける場合がありますので、市発注工事の受注・施工に際しての適正な施工体制の維持及び建設工事の品質確保のため、以下の点に留意してください。

1. 元請と下請との関係の適正化について

市発注工事における元請下請関係の適正化及び関係法令の遵守による適正な労働条件の確保等に十分留意して工事施工にあってください。

(1) 一括下請の全面禁止

元請・下請それぞれが果たすべき役割

①元請(発注者から直接請け負った者)が果たすべき役割

施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工 程 管 理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整
品 質 管 理	○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安 全 管 理	○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技 術 的 指 導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導
そ の 他	○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明

⇒ 元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

②下請(①以外の者)が果たすべき役割

施工計画の作成	○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工 程 管 理	○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品 質 管 理	○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認(原則) ○元請負人への施工報告
安 全 管 理	○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技 術 的 指 導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導※
そ の 他	○元請負人との協議※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

⇒ 下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

(注)※は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の工事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

※「平成28年10月14日付け国土交通省土地・建設産業局長通知」より

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから禁止されており、違反した建設業者に対しては建設業法に基づく監督処分等により、厳正に対処することとされています。

(2) 施工体制台帳等の作成

①施工体制台帳を作成しなければならない工事

行方市から直接建設工事を請け負った建設業者が、当該工事に関して下請契約を締結した場合は、全ての工事において施工体制台帳を作成しその写しを監督員へ提出しなければなりません。

②施工体系図を作成しなければならない工事

行方市から直接建設工事を請け負った建設業者が、当該工事に関して下請契約を締結した場合は、全ての工事において施工体系図を作成し工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員へ提出しなければなりません。

③下請負人通知書を作成しなければならない工事

行方市から1件の請負代金額が2,500万円以上の建設工事を直接請け負った建設業者は、1件の下請契約の請負代金額が500万円以上の下請工事について発注者に通知をしなければなりません。

近年増加している維持補修工事等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止するため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、施工体制台帳等の作成及び提出の範囲が、請負金額に関わらず下請契約を締結する全ての工事に拡大されることとなりました。

(3) 暴力団関係者等の排除

① 市工事の請負人、下請人等が暴力団等から不当介入を受けた場合は、発注者への報告、警察への通報及び捜査への協力を義務づけるものとします。

② 市工事の工事現場から暴力団を排除することを目的として定められた「行方市建設工事暴力団排除対策措置要綱」により、暴力団等との下請契約の締結、暴力団等からの資材の購入、暴力団等が関与する廃棄物施設の利用等は禁止されており、違反すると指名停止措置等を受ける場合があります。

(4) 下請体系の把握と下請選定の留意

建設業の無許可業者と下請契約を締結する場合、無許可業者の施工は軽微な工事のみとなります。

(5) 適正な契約の締結

① 下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、下請業者からの明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議など適正な手順を遵守しましょう。

② 社会保険料等の法定福利費は、建設業法上、請負代金を算定するにあたって「通常必要と認められる原価」に含まれるものですので、下請代金額についても法定福利費相当額が必要経費として適正に確保されるよう、ご注意ください。

③ 工事内容、工期又は請負金額を変更する場合は、双方の協議の適正な手順により変更のうえ、変更契約書を作成し、相互に交付しましょう。

(6) 下請業者の指導

元請業者は、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に違反しないよう指導に努めなければなりません。直接の下請業者だけでなく、二次以下の下請業者など工事全体の業者に対して指導に努める責任があります。二次以下の下請契約についても、適正な契約や支払いが行われるよう下請契約の関係者保護に特に配慮してください。

2. 適切な技術者の配置について

(1) 主任技術者又は監理技術者の配置

工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という）については一定の国家資格等が必要となります。なお、監理技術者等の途中交代については、原則として、監理技術者等の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合等以外には認められません。

【工事現場への専任配置】

公共工事または公共性のある工事では、元請・下請に関わらず、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる工事では専任での配置が必要です。

※営業所の専任技術者を、専任を要する工事現場へ配置することはできません。

【監理技術者の配置】

元請業者は、下請金額の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる工事では、主任技術者に代えて監理技術者を専任で配置する必要があります。

※なお、下請金額の総額を4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上とするときは、監理技術者の配置だけでなく特定建設業許可が必要となります。

(2) 監理技術者等の雇用関係

監理技術者等は、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならず、他社在籍出向者や組合構成企業からの配置は認められません。

【元請業者の監理技術者等は3ヶ月以上の継続的な雇用関係が必要】

公共工事においては、元請業者の専任の監理技術者等について、入札の申込のあった日（指名競争の場合で入札の申込を伴わないものは入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出のあった日）以前に3ヶ月以上継続した雇用関係にあることが必要とされています。

3. 事故防止対策の徹底と、事故が発生した場合の対応について

(1) 通行者等への損害事故防止

重点安全対策項目

①【適切な交通誘導の実施】

- ・工事現場、工事規制帯等には交通誘導員、看板及び標識等を適切に配置すること。
- ・事前に具体的な誘導方法、合図等を確認すること。
- ・一般公道へは、あらかじめ定められた場所・方法によって出入りすること。

②【狭い作業空間での安全確保】

- ・空間的に逃げ場が無いような場所での作業では、運転者、作業員及び作業指揮者との間で作業方法、作業手順等の作業計画を事前によく検討し、安全確保の対策をたてること。

③【一般車両，歩行者等の通行部分における良好な路面の確保】

- ・ 工事施工中又は夜間等に工事現場内及び仮設通路等を一般の通行に開放する際は，車両，歩行者等が安全に通行できる良好な路面の確保に留意すること。
- ・ 段差が生じる場合は，擦り付けを行うとともに必要に応じて標識，照明又は保安灯等を設置し，一般車両，歩行者等に対して注意喚起を行うこと。

④【保安施設等の設置状況の確認】

- ・ 保安施設や現場で保管している資材等が，強風等で飛散・倒壊しないよう点検を確実にすること。

⑤【交通事故の防止】

- ・ 危険が予想される箇所には安全かつ通行を妨げとならないよう看板・標識・保安施設等を設置し，注意喚起を行うこと。また，看板・標識・保安施設等は視認性が高いものを使用し，随時点検等を実施すること。
- ・ 一般車両，歩行者等が工事現場内の危険箇所へ誤って侵入することを防止するため，固定さく等を設置すること。

⑥【除草作業等における飛散の防止】

- ・ 飛散防止ネット等の確実な設置と適切な配置の徹底をすること。

(2) 足場・法面等からの墜落による人身事故防止

重点安全対策項目

①【作業方法及び順序の周知】

- ・ 足場・法面等の墜落の恐れのある場所では，工事関係者に対して安全帯の着用など，作業方法や作業手順を周知徹底する。また，作業手順書等においては現場条件を十分考慮し，実際に現場において適用可能な安全対策を検討するとともに，それに応じた墜落防止対策を講じること。

②【墜落防止設備の設置，使用】

- ・ 足場組立・解体時等の施工に当たっては，「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び，「手すり先行工法等に関するガイドライン」の遵守により，安全帯を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置，使用し，安全な足場環境を整備すること。

③【安全通路の設定，周知徹底】

- ・ 墜落の恐れのある場所では，作業員が安全に移動できる通路を確保し，安全通路であることを表示すること。

(3) 架空線及び地下埋設物等の破損防止

重点安全対策項目

①【架空線に対する事前確認】

- ・ 架空線等の施設について，施工前に現地調査を実施し，種類，位置（場所・高さ等），管理者を確認するとともにオペレーター等の作業員へ周知し，チェックリスト等を用いて作業時の留意事項についての指導を徹底すること。また，準備作業時や予定外作業時においても，架空線等の存在を失念しないよう周知を徹底すること。
- ・ 架空線付近で作業する場合は，電線防護等を行った上で，所定の間隔を確保して作業すること。

②【地下埋設物に対する事前調査】

- ・ 地下埋設物の存在が予想される箇所は，作業に先立ち図面等の照合，埋設物管理者の立会を必ず行うと共に，試掘等により地下埋設物の確認を行うこと。
- ・ 設計図書に記載がない場合でも，掘削を行う作業があるときには，埋設物の有無の確認を行うこと。

- ・郊外地、山間地の場合であっても埋設物を十分に確認すること。
- ・埋設物の近傍では、手堀りにより慎重に施工し、安易に機械掘削を行わないこと。
- ③【目印表示、作業員への周知】
 - ・工事関係者に架空線や埋設物位置を周知するため、目印表示等を設置するとともに、作業員に対して周知・徹底すること。
- ④【監視員の配置】
 - ・建設機械による作業を行う場合には、必要に応じ監視員を配置すること。
- ⑤【アーム・荷台は下げて移動】
 - ・架空線等付近にてバックホウ、ダンプトラック、移動式クレーン等の建設機械を移動するときは、必ずアームや荷台を下げるよう指導を徹底すること。

関係法令又は各工事の設計図書等に定められた事故防止措置を適切に講じるとともに、日頃から各現場において保安施設等の確認、安全点検及び危険予知活動等を実施するなど、一層の安全対策の徹底により、事故の防止に努めてください。

なお、監督員が受注者の安全管理等に関し改善の指示を行ったにもかかわらず指示に従わなかった場合又は著しく安全管理義務を怠ったために事故が発生した場合については、指名停止等の措置を行うことがあります。

万が一事故が発生してしまったら・・・

(4) 応急措置について

- ① 二次災害を防止するための危険回避措置
事故の重大性、緊急性及び工事現場周辺への影響等を勘案し、その必要があるときは直ちに二次災害を防止するための危険回避措置を行ってください。
- ② 死傷事故の場合の措置
直ちに警察・消防等に通報し、必要に応じて現状保存対策等を実施するなど警察署等の指示に従って行動してください。

(5) 報告について

- ① 工事施工中に事故が発生した場合は、状況原因を的確に把握し、直ちに監督員及びその他関係機関に連絡してください。また、工事関係者事故にあつては、併せて労働安全衛生法等に基づく労働基準監督署への届出を適切に行ってください。そして更なる情報収集により報告内容に変更があった場合も同様に報告をお願いいたします。
- ② 事故後の措置及び再発防止策の検討後、速やかに監督員へ事故報告書を提出してください。
- ③ 労働基準監督署より命令・勧告・指導票等を受けた場合は、速やかに監督員へ報告をしてください。

【問合せ先】
行方市役所（麻生庁舎）
総務部財政課 契約検査G
TEL0299-72-0811（内線 354）